



# 島根県報

平成20年 4 月22日 (火)  
第 1,976 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定により産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を定める告示	( 廃 棄 物 対 策 課 )	1
保安林の指定	( 森 林 整 備 課 )	2
保安林予定森林 ( 2 件 )	( " )	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	( 水 産 課 )	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	5
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	5
大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見の概要	( 中 小 企 業 課 )	6
平成20年度地籍調査事業の決定	( 用 地 対 策 課 )	6
道路の区域変更	( 道 路 維 持 課 )	10
道路の供用開始	( " )	11
公安告示		
雑踏警備業務 2 級検定の実施	( 警 察 本 部 )	11
正 誤		
平成17年 3 月11日付け島根県報第1,657号中	( 道 路 維 持 課 )	12
平成19年 3 月23日付け島根県報第1,864号中	( " )	13
平成20年 2 月12日付け島根県報第1,956号中	( " )	13
平成20年 3 月11日付け島根県報第1,964号中	( " )	13
平成20年 3 月28日付け島根県報号外第24号中	( " )	13

## 告 示

### 島根県告示第367号

補助金等交付規則第 3 条の規定により、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第 3 条の規定により産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を定める告示 (平成19年島根県告示第614号) は、廃止する。

平成20年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 補助金の名称

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金

#### 2 補助金の交付の目的

県内で事業を行う事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用について補助金を交付し、もって産業廃棄物の循環的な利用を図るとともに、循環型産業の活性化を推進す

ることを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる者

次のいずれにも該当する事業者

- (1) 県内に事務所等を有すること。
- (2) 事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しないこと。

4 補助金の交付の対象となる事業

次のいずれにも該当する事業

- (1) 県内で施設等を設置し、又は改造するものであること。
- (2) 施設等の技術、設計等が先進性を有するものであること。
- (3) 産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用についてその効果があると認められること。
- (4) 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
- (5) 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されたものであること。
- (6) 廃棄物の処理又は処分を主たる目的とするものでないこと。

5 補助対象事業費

本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。)のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

県が交付する補助金の額は、1件当たり、補助対象事業費の3分の1以内で、かつ、1,000万円以下の額(事業の内容が特に優れていると認められ、県内企業への高い波及効果を有するものにあつては、補助対象事業費の2分の1以内で、かつ、2,000万円以下の額)とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

島根県告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口421-6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第369号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町朝倉1436 - 1、1437 - 39、1437 - 40、1437 - 41、1437 - 42、1437 - 43、1437 - 44、1437 - 45、1437 - 46、1437 - 47、1437 - 48、1437 - 49、1437 - 50、1437 - 51、1437 - 52、1437 - 53、1437 - 54、1437 - 55、1437 - 56、1437 - 57、1437 - 58、1437 - 71、1437 - 72、1437 - 73、1437 - 74、1437 - 75、1437 - 76、1437 - 77、1437 - 78、1437 - 79、1437 - 80、1437 - 81、1437 - 82、1437 - 83、1437 - 84、1437 - 85、1437 - 117、1437 - 118、1437 - 119、1437 - 120、1437 - 121、1438 - 1、1438 - 3、1438 - 4、1438 - 5、1438 - 6、1438 - 7、1438 - 8、1438 - 9、1438 - 10、1438 - 11、1438 - 12、1438 - 13、1438 - 14、1438 - 15、1438 - 16、1438 - 17、1438 - 120、1438 - 128、1438 - 129、1438 - 130

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第370号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町長藤357 - 4、358、370 - 2、371、953 - 2、953 - 3、955、955 - 1、955 - 2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第371号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成13年島根県告示第267号)の一部を次のように改正する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝口善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%

に改

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

める。

附 則

- この告示は、平成20年 4 月22日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年 4 月22日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第372号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成20年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.6%以内	を	年1.7%以内	に改める。
	年1.7%以内		年1.85%以内	
	年1.6%以内		年1.7%以内	

附 則

- この告示は、平成20年 4 月22日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年 4 月22日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第373号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成20年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.6パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成20年 4 月22日から施行する。

- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年4月22日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第374号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき意見を述べたので、同条第6項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外

#### 2 意見の概要

##### (1) 交通対策について

ア 国道9号バイパス、県道矢尾今市線ほか周辺道路について、交通管理者、道路管理者と調整し、来店・退店車両に対する誘導経路の確立並びに交通整理員の適切な配置および案内・誘導看板による車両の誘導など渋滞緩和対策の徹底を図ること。

イ 県立中央病院への救急患者の搬送、一般患者等の駐車場使用に支障が生ずることのないよう、病院管理者、交通管理者及び道路管理者等と協議し適正な対策を講ずること。

ウ 市道北本町谷田谷線と市道四絡6号線との交差点については交差点改良の完了及び信号機の設置を、市道体育館西高岡線と市道四絡6号線との交差点については交差点改良の完了を待って開店すること。

エ 店舗周辺の生活道路である細街路（市道四絡30号線及び市道松寄下小山線）については、来店車両の進入防止を図るため、案内・誘導看板を設置し、オープン時だけでなくその後も来店車両の進入の恐れがある場合において交通整理員を配置すること。

##### (2) 騒音対策について

ア 駐車場からの騒音防止のため、周辺駐車場の一部を夜間使用制限するなどの対策を検討すること。

イ 荷さばき作業等において、近隣の生活環境保持に配慮して、適切な時間帯に実施されるよう営業計画を立てること。

ウ 住民の苦情等により必要があると認められる場合には、営業開始後に適切な騒音測定を実施し、営業開始後の環境影響を検証すること。また、その結果により必要に応じてさらなる環境保全措置を講ずること。

##### (3) その他

ア 地元住民等と協議会を早期に設置し、店舗周辺の生活環境の維持に努めること。

イ 生活環境、交通安全等について地域住民との連絡調整を行う窓口を設け、住民意見に十分配慮すること。

#### 3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109-1）

#### 4 縦覧期間

告示の日から1月間

---

#### 島根県告示第375号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成20年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	野原 野原 東忌部 東忌部 西尾 朝酌 東津田 東津田 大野 大野 七類	交付決定の日から平成21年 3月31日まで
浜田市	宇津井 4 田橋町 1 田橋町 2 瀬戸ヶ島町 熱田町 上来原 - 入野 丸原 今市 木都賀 栃木 野坂 小坂 折居 8 岡見 1 - 1 岡見 1 - 2 岡見 2 - 1 古市場 1 - 1	交付決定の日から平成21年 3月31日まで
出雲市	上津 乙立 神西 十六島 釜浦 大呂12区 高津屋 高津屋 吉野 高津屋 日御碕 (E)	交付決定の日から平成21年 3月31日まで

	日御碕 (F)	
益田市	遠田 2 高津 1 - 5 久城 3 遠田 - 高津 1 - 6 遠田 - 金山・土田 土田・西平原 仙道 仙道 仙道 仙道 三谷 三谷 萩原 - 2 植地 - 1 植地 - 2 植地 - 3 谷口 - 1	交付決定の日から平成21年3月31日まで
大田市	久手 - 1 久手 - 2 久手 - 3 五十猛 五十猛 大屋	交付決定の日から平成21年3月31日まで
安来市	東比田 8 赤江 2	交付決定の日から平成21年3月31日まで
江津市	波子 1 区 南川上 2 区 南川上 4 区 南川上 5 区	交付決定の日から平成21年3月31日まで
雲南市	飯石 (粟谷 1 ) 飯石 (粟谷 2 ) 須賀 上久野 須賀 上久野 神代	交付決定の日から平成21年3月31日まで
奥出雲町	三沢 4 小馬木 1 三成 5	交付決定の日から平成21年3月31日まで

	三成 6 三成 7 横田 2 小馬木 2	
飯南町	頓原 9 獅子 4 頓原12 八神 2 長谷 4 頓原10	交付決定の日から平成21年 3 月31日まで
川本町	因原(2) 因原(4)	交付決定の日から平成21年 3 月31日まで
美郷町	久保 湯抱 湯抱 野間 九日市 港 高山 三反谷 野間	交付決定の日から平成21年 3 月31日まで
邑南町	鱒淵・三日市 道明 和田 4 矢上 7 日貫 和田 5 上亀谷 1 日和 日貫 日貫 日貫	交付決定の日から平成21年 3 月31日まで
津和野町	商人 - 2 富田二 富田二 柳村 柳村 溪村 - 2 溪村 - 3 長福 - 2 長福 - 3 長福 - 1	交付決定の日から平成21年 3 月31日まで

吉賀町	下須2 蔵木 白谷2 蔵木	交付決定の日から平成21年3月31日まで
隠岐の島町	加茂 北方 岬町 都万	交付決定の日から平成21年3月31日まで

島根県告示第376号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考			
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長		
県 道	松江木次線	雲南市木次町里方632番1地先から同620番1地先まで	前	メートル 10.15～ 10.27	メートル 54.85	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅		
			後	10.15～ 17.58	54.85				
"	高見出羽線	邑智郡邑南町上原10番1地先から同町山田480番6地先まで	前	8.00～ 35.00	504.00	県央県土整備事務所	交通安全工事 拡幅		
			後	10.00～ 35.00	504.00				
"	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町大坪635番2地先から同2番地先まで	前	A	5.00～ 6.50	139.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還	
				B	11.00～ 32.00				135.00
後	A	11.00～ 32.00	135.00						
	B	11.00～ 32.00	135.00						
"	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町大坪635番2地先から同2番地先まで	前	A	5.00～ 6.50	139.00			左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還
				B	11.00～ 32.00				
			後	B	11.00～ 32.00	135.00			

## 島根県告示第377号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	御津東生馬線	松江市西生馬町字廻624番3地先から同町字万場519番1地先まで	メートル 743.00	平成20年 4月22日	松江県土整備事務所	
"	松江しんじ湖温泉停車場線	松江市殿町1番地先から同地先まで	78.50	平成20年 4月22日		
"	布部安来線	安来市柿谷町字見取469番3地先から同市鳥木町字樋口17番1地先まで	370.00	平成20年 4月22日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
"	出雲三刀屋線	出雲市上塩冶町上沢2869番29地先から同2866番11地先まで	335.00	平成20年 4月26日	出雲県土整備事務所	

## 公安委員会告示

## 島根県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成20年 4 月22日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

## 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

## 2 検定実施日時

平成20年 7 月30日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

## 3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 4 受検定員

30人

## 5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## (1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の科目

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年6月16日(月)から同年6月27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

イ 添付書類

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

正

誤

平成17年3月11日付け島根県報第1,657号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
16	島根県告示第290号の表中	540.00	450.00

平成19年 3 月23日付け島根県報第1,864号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
10	島根県告示第235号 の表中	14.00 ~ 18.00	14.00 ~ 19.40

平成20年 2 月12日付け島根県報第1,956号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正																				
4	島根県告示第100号 の表中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1477番 1 地先まで</td> <td>前 A</td> <td>6.40 ~ 9.00</td> <td>80.00</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8.90 ~ 20.00</td> <td>83.00</td> </tr> <tr> <td>後 B</td> <td>8.90 ~ 20.00</td> <td>83.00</td> </tr> </table>	八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1477番 1 地先まで	前 A	6.40 ~ 9.00	80.00	B	8.90 ~ 20.00	83.00	後 B	8.90 ~ 20.00	83.00	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1444番 地先まで</td> <td>前 A</td> <td>6.40 ~ 13.00</td> <td>165.50</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8.90 ~ 20.00</td> <td>165.50</td> </tr> <tr> <td>後 B</td> <td>8.90 ~ 20.00</td> <td>165.50</td> </tr> </table>	八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1444番 地先まで	前 A	6.40 ~ 13.00	165.50	B	8.90 ~ 20.00	165.50	後 B	8.90 ~ 20.00	165.50
八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1477番 1 地先まで	前 A	6.40 ~ 9.00		80.00																			
	B	8.90 ~ 20.00		83.00																			
	後 B	8.90 ~ 20.00	83.00																				
八束郡東出雲町出雲郷 8 番地先から松江市竹 矢町1444番 地先まで	前 A	6.40 ~ 13.00	165.50																				
	B	8.90 ~ 20.00	165.50																				
	後 B	8.90 ~ 20.00	165.50																				

平成20年 3 月11日付け島根県報第1,964号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正				
11	島根県告示第205号 の表中	<table border="1"> <tr> <td>13.60 ~ 18.00</td> </tr> <tr> <td>14.00 ~ 30.00</td> </tr> </table>	13.60 ~ 18.00	14.00 ~ 30.00	<table border="1"> <tr> <td>13.60 ~ 21.00</td> </tr> <tr> <td>14.00 ~ 41.20</td> </tr> </table>	13.60 ~ 21.00	14.00 ~ 41.20
13.60 ~ 18.00							
14.00 ~ 30.00							
13.60 ~ 21.00							
14.00 ~ 41.20							
12	島根県告示第206号 の表中	<table border="1"> <tr> <td>八束郡東出雲町上意東 1963番 1 地先から同45 番 2 地先まで</td> <td>2,057.00</td> </tr> </table>	八束郡東出雲町上意東 1963番 1 地先から同45 番 2 地先まで	2,057.00	<table border="1"> <tr> <td>八束郡東出雲町上意東 2004番 1 地先から同45 番 2 地先まで</td> <td>1,857.00</td> </tr> </table>	八束郡東出雲町上意東 2004番 1 地先から同45 番 2 地先まで	1,857.00
八束郡東出雲町上意東 1963番 1 地先から同45 番 2 地先まで	2,057.00						
八束郡東出雲町上意東 2004番 1 地先から同45 番 2 地先まで	1,857.00						

平成20年 3 月28日付け島根県報号外第24号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正		
2	島根県告示第277号 の表中	<table border="1"> <tr> <td>邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地まで</td> </tr> </table>	邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地まで	<table border="1"> <tr> <td>邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地先まで</td> </tr> </table>	邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地先まで
邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地まで					
邑智郡邑南町高見3062番 6 地先から同 477番地先まで					

